

配偶者暴力防止法及び関連する施策に関する課題

保護命令関係

- 1 保護命令の対象となる配偶者からの暴力に脅迫行為等の精神的暴力も加えることができないか
- 2 接近禁止命令により禁止される行為に電話等による接触も加えることはできないか
- 3 保護命令の対象を親族等に拡大できないか
- 4 緊急保護命令の創設
- 5 被害者の実情による退去命令期間の設定
- 6 接近禁止命令の延長
- 7 配偶者暴力相談支援センターに対する保護命令発令の通知
- 8 保護命令申立費用の減免制度の創設

被害者の保護・自立支援関係

- 1 自立支援の充実等
- 2 自立支援のための調整機能の充実及び関係機関の連携・協力の強化
- 3 広域対応
- 4 外国人、障害者、高齢者である被害者の保護
- 5 警察等の積極的な介入・対応
- 6 子供に対する支援体制の充実

配偶者暴力相談支援センター等関係

- 1 婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターにおいても、一時保護或いは一時保護委託権限を持ってないか
- 2 婦人相談所の体制等
- 3 市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置に対する支援

民間の団体に対する援助・連携関係

- 1 民間の団体に対する財政的援助等の支援（民間の資金の活用促進を含む）
- 2 民間の団体との連携

加害者に対する対策関係

- 1 加害者更生
- 2 その他の加害者に対する対策（予防啓発、退去命令後、面接権の制限）
- 3 配偶者からの暴力に係る犯罪に適正に対処するための施策の推進（実務面・制度面、刑罰の多様化の検討との関係等）

関係法・制度間の連携関係

- 1 ストーカー規制法、児童福祉法、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法との役割分担の整理及び連携
- 2 児童扶養手当、母子寡婦福祉、生活保護制度の見直し

その他

- 1 研修の充実及び人材の養成
- 2 広報の充実
- 3 売春防止法と配偶者暴力防止対策との関係の整理
- 4 被害者としての子供の位置付け及び子供に対する影響（長期的な影響も含む）